

翻訳業界の個人事業者の方
ご注意ください！

消費税を
取引先の会社から
きちんと頂けていますか？

経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

所在地：東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1502

担当者：消費税転嫁対策室・調査1班

二宮 敏雄 ninomiya-toshio@meti.go.jp

佐藤 肇 sato-hajime@meti.go.jp

こんなことが一つでもあったら
消費税を
きちんと頂けていないかもしれません！



まず 中小企業庁の**消費税転嫁対策室**へ
電話あるいはメールでご相談してみてください！

※通報者保護のため、
情報管理には万全を期していますのでご安心下さい。

- 1.取引先事業者から、消費税分を支払ってもらえない。
- 2.支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。
- 3.税込の取引で、消費税が8%に上がっても総額は変わらなかった。
- 4.消費税は8%支払ってくれたが、値下げ要請をされた。
- 5.取引先の商品を買わないと、消費税分を上乗せしないとされた。
- 6.「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。